# 入所検討委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホームあさひ園入所検討委員会(以下「委員会」という。)を 設置し、入所に関する基準を明確にすることによって入所者決定経過の透明性、公平性を確 保し、入所が円滑に実施されることを目的とする。

### (委員会の設置)

- 第2条 入所の決定に係る事務を処理するため、施設長、事務長、生活相談員、介護支援専門員、 看護師及び介護職員等で構成する合議制の委員会を設置する。
  - 2. 委員会の開催は、施設長が必要に応じて召集する。
  - 3. 委員会には第三者(評議員等)を出席させることができるものとする。

### (入所受付)

第3条 入所の申込みは、特別養護老人ホームあさひ園入所申込書(以下「申込書」という。)に 必要事項を記入するとともに、入所調査票を添付して行うこととする。

なお、施設は必要に応じ要介護認定調査票及び直近3ヶ月のサービス利用票等についても 添付を求めることができるものとする。

2. 申込書を受理した時は、受付簿にその内容を記載して保管し、辞退や削除等が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

### (待機者順位名簿)

第4条 入所待機者順位名簿(以下「順位名簿」という。)を作成し、千葉県特別養護老人ホーム 入所指針に沿って調製することとする。

ただし、次に掲げる個別事情を総合的に勘案して上位のものから搭載することとする。

- ① 性別(部屋単位の男女構成)
- ② ベッドの特性 (痴呆専用床等)
- ③ 地域性(入所後の家族関係の維持等)
- ④ 施設の専門性
- ⑤ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

### (入所決定)

第5条 委員会は、審議の内容を記録するとともに順位名簿を調製し、これに基づいて入所の決定 を行う。

#### (緊急時等)

第6条 災害あるいは介護者の入院等、緊急の場合(市区町村が緊急と判断した場合を含む。)に は、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定できるものとする。

## (順位の見直し)

第7条 入所一時辞退及び入所待機順位の見直し等があった場合は、その旨を家族に対し充分に説明することとする。

### (守秘義務)

第8条 委員は、入所検討に関して知り得た内容を外に漏らしてはならない。

#### (適正運用)

第9条 委員会の運営にあたっては、千葉県特別養護老人ホーム入所指針の本旨に則り、適切な運営に努めるものとする。

付則 この規程は、平成17年8月1日より実施する。